

2023年 8月 3日

### 川崎市一般廃棄物収集運搬業許可取得のお知らせ

この度、川崎市の一般廃棄物収集運搬業の許可を令和5年8月1日付けで取得しました事をお知らせいたします。

これまで川崎市内で一般廃棄物として焼却処分されていた食品系廃棄物を当社の仲介により、千葉県四街道市の牧場や農家で、飼料や堆肥の原料として買取をして頂ける事になりました。

この取組みは、廃棄物の削減はもとより、焼却処分時に排出されるCO2の削減(低炭素化)に加え、現在高騰している飼料の代わりとして、多くの畜産農家の助けになる事が期待でき、SDGsの達成に貢献できると考えております。

第4号様式  
 川崎市指令環境 第66号 許可番号 第0244号

#### 一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 千葉県千葉市稲毛区山王町4-23番地の17  
 氏 名 日本環境開発 株式会社  
 代表取締役 久次 道博 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証します。  
 令和5年8月1日

川崎市長 福田 紀彦 印

許 可 の 年 月 日 令和5年8月1日  
 許 可 の 有 効 期 限 令和7年7月31日

---

1 事業の範囲  
 (1) 事業の区分  
 積替え又は保管を除く  
 (2) 取り扱える一般廃棄物  
 事業活動に伴って生じた食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に規定する食品循環資源に限る。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う一般廃棄物の種類(積替え又は保管を行う場合に限る)

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。